

第四次地域管理経営計画書

(東青森林計画区)

計画期間

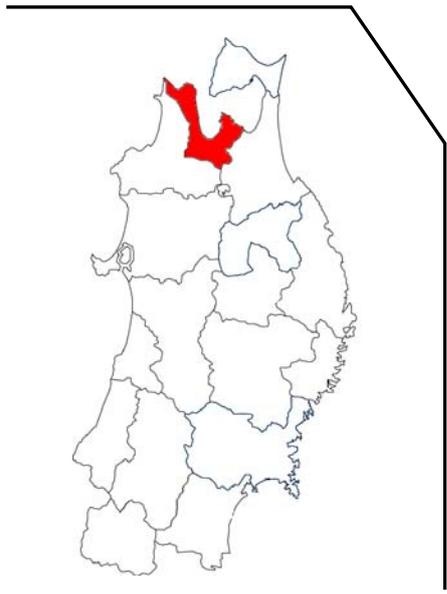
自 平成23年4月 1日

至 平成28年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を計画期間とする東青森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

東青森林計画区の位置図



	国有林野
	官行造林地

目 次

はじめに	1
I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	2
1 国有林野の管理経営の基本方針	2
(1) 計画区の概況	2
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	2
① 計画区内の国有林野の現況	2
② 主要事業の実績	4
ア 伐採量	4
イ 更新量	4
ウ 保育量	4
エ 林道の開設及び改良	5
オ 保護林・緑の回廊	5
(3) 持続可能な森林経営の実施方向	6
① 生物多様性の保全	6
② 森林生態系の生産力の維持	6
③ 森林生態系の健全性と活力の維持	6
④ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	7
⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	7
(4) 政策課題への対応	7
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
(1) 機能類型ごとの管理経営の方向	9
① 水土保全林における管理経営の指針と その他水土保全林に関する事項	9
ア 国土保全タイプ	9
イ 水源かん養タイプ	9
② 森林と人との共生林における管理経営の指針と その他森林と人との共生林に関する事項	10
ア 自然維持タイプ	10
イ 森林空間利用タイプ	10
③ 資源の循環利用林における管理経営の指針と その他資源の循環利用林に関する事項	11
(2) 地域ごとの機能類型の方向	11
① 内真部地区 (1~46、48、101~118 林班)	11
② 八甲田地区 (201~273 林班)	12
③ 平内地区 (301~317、401~435 林班)	12
④ 滝沢地区 (318~396 林班)	12
⑤ 平館地区 (501~543 林班)	12
⑥ 蟹田川広瀬地区 (601~608、672~737 林班)	12
⑦ 蟹田川地区 (609~620、623~671 林班)	13

⑧	後潟、長科地区（738～786 林班）	13
⑨	三厩地区（801～874、884 林班）	13
⑩	今別地区（901～973 林班）	13
⑪	今別東海岸地区（974～1000 林班）	14
3	流域管理システムの推進に必要な事項	14
①	流域ニーズの的確な把握	14
②	国有林の情報、技術、フィールドの提供	14
③	民有林・国有林一体となった取組	14
④	林業事業体の育成	15
⑤	下流域との連携	15
4	主要事業の実施に関する事項	15
①	伐採総量	16
②	更新総量	16
③	保育総量	16
④	林道の開設及び改良の総量	16
5	その他必要な事項	16
①	地球温暖化防止対策の推進	16
②	生物多様性の保全	17
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	17
1	巡視に関する事項	17
(1)	山火事防止等の森林保全巡視	17
(2)	境界の保全管理	17
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	17
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	17
(1)	保護林	18
4	その他必要な事項	18
(1)	水辺の整備	18
(2)	希少な野生動植物の保護	18
(3)	野生動物との共生及び被害対策	18
(4)	その他	18
III	林産物の供給に関する事項	18
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	19
2	その他必要な事項	19
IV	国有林野の活用に関する事項	19
1	国有林野の活用の推進方針	19
2	国有林野の活用の具体的手法	19
3	その他必要な事項	19
V	国民の参加による森林の整備に関する事項	19
1	国民参加の森林に関する事項	20
2	分収林に関する事項	20
3	その他必要な事項	20
(1)	森林環境教育の推進	20
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	21
(3)	地域住民や関係機関と連携した取組	21
(4)	地域に根ざした自主的な取組の推進	21
(5)	双方向の情報受発信	21

VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	22
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	22
2	地域の振興に関する事項	22
3	その他必要な事項	22

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林に対する国民の要請も国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については、国有林の期待が大きくなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に従い、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

また、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」が策定され制度的課題及び実践的課題の両面から現行施策の抜本的な見直しが進められるなか、平成22年11月に森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめが公表された。具体的には、森林計画制度の見直し、森林施業の集約化や路網整備の推進、担い手となる林業事業体や人材の育成、木材の利用拡大などについて、取りまとめられたところである。また、国有林については、民有林との連携による「森林共同施業団地」の設定や木材の安定的供給体制づくり、国有林のフィールドを活用した人材の育成を推進するとされたところであり、これらの取組等を総合的に推進し、森林・林業の再生に向けた施策を積極的に推進することとする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、管理経営基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の東青森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、東青森林計画区における国有林野の管理経営は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、平成23年4月1日を始期として策定した第四次計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、青森県の北西部に位置する東青森林計画区内の国有林野68,244haである。

当計画区は、標高700m前後の山々が脊梁をなしている津軽半島の陸奥湾に面した地域、奥羽山脈北端部の八甲田山周辺地域及びその山麓から陸奥湾に面した平内、夏泊半島周辺地域に位置し、ブナ等広葉樹とヒバとが混交する天然林が約62%を占めている。従来よりヒバ等の豊かな森林資源を利用した木材加工業が発達し、地域の重要な産業となっている。

計画区内の国有林野は、市町村の水道用水や農業等産業用水の水源域が多く、水源かん養を主体とした保安林の指定面積が国有林野全体の86%に達している。

また、優れた景勝地や自然環境を有し、十和田八幡平国立公園、津軽国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の指定も多く、森林浴、キノコ・山菜等の採取等、森林レクリエーション、保健休養の場として利用されている。

これらの地域に所在する森林は、それ自体が炭素の貯蔵庫であり、また、適切な森林整備とこれらを通じて供給される木材の有効活用を図ることが二酸化炭素の吸収・固定や排出抑制につながり、地球温暖化防止にも貢献することとなる。

このような当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮し、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

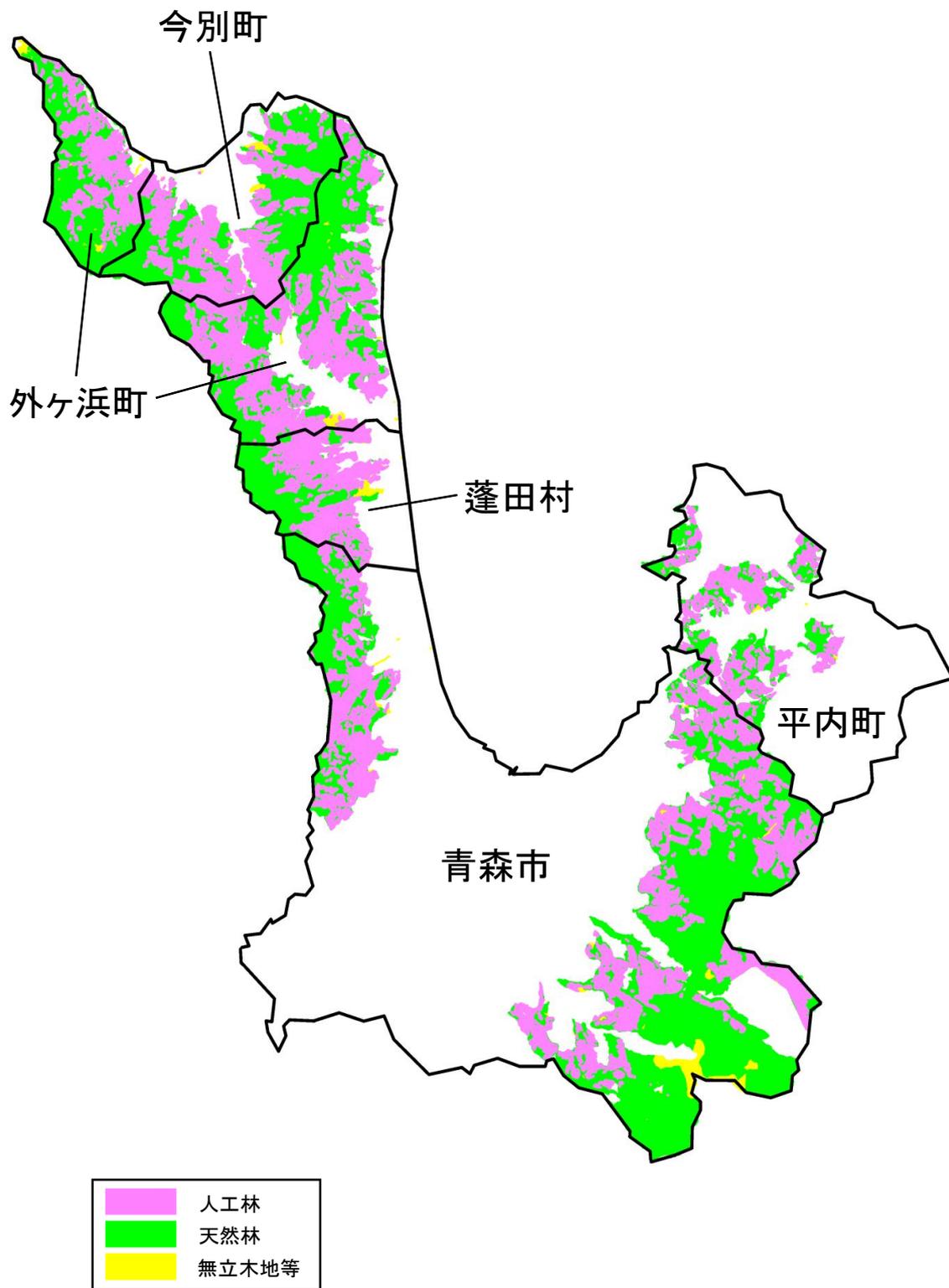
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

① 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成22年12月時点）としては、人工林を中心とする育成林が29,578ha（育成単層林22,175ha、育成複層林7,403ha）、天然生林が35,254haとなっており、主な樹種としては針葉樹ではスギ3,557千m³、ヒバ3,377千m³、カラマツ407千m³、アカマツ368千m³、広葉樹ではブナ2,562千m³、ナラ442千m³となっている。また、林相別に見ると針葉樹林30千ha、針広混交林13千ha、広葉樹林21千haとなっている。

人工林についてみると、齢級構成では間伐対象齢級である4齢級から12齢級が9割強と大半を占める一方、13齢級以上の高齢級林分は約1割となっている。

図－1 人天別分布図



② 主要事業の実績

第3次計画（H18年度～H22年度）における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

ア 伐採量

主伐の伐採量については、H21年の変更計画により、主伐に伐採量を追加計上した臨時伐採を、地球温暖化対策に資する間伐として実施したことなどにより、計画を下回る実績となった。

間伐の伐採量については、地球温暖化対策に資するため間伐等の森林整備を積極的に推進した結果、計画を上回る実績となった。

（単位：材積 千m³）

	計画		実績	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	151	341 (5,656 ha)	99	381 (4,819ha)

注1) () は間伐面積である。

注2) 伐採量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

イ 更新量

人工造林については、皆伐、複層伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、計画期間の後半に主伐を実施し更新が次期計画に越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、天然林の伐採面積の減少などにより、計画を下回る結果となった。

（単位：面積ha）

	計画		実績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	245	579	181	309

注1) 更新量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

ウ 保育量

下刈については、概ね計画どおりの実績となった。

つる切・除伐については、森林吸収源対策を推進するために、保育作業を積極的に実施した結果、計画を上回る実績となった。

(単位：面積ha)

	計画		実績	
	下刈	つる切・除伐	下刈	つる切・除伐
保育量	665	176	661	2,510

注1) 保育量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

エ 林道の開設及び改良

林道の開設については、林道以外の路網整備を推進し間伐等の森林整備を積極的に実施した結果、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、計画がなかった。

区分		計画	実績
開設	路線数	13	3
	延長量 (km)	21.5	2.4
改良	路線数	—	—
	延長量 (km)	—	—

注1) 林道の開設の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

オ 保護林

保護林については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。

(単位：延長 km、面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
保護林	3	1,594	3	1,594

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセスに参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準（64指標）が示されている。

当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進しているところである。

① 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・ 保護林の保全
- ・ 希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

② 森林生態系の生産力の維持

森林としての生長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・ 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

③ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 松くい虫など森林病虫害の監視強化及び早期駆除

④ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても、裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 沢沿い、急斜面等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持促進するため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 計画的な木材生産、とりわけ利用間伐の推進

⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「ふれあいの森」や「遊々の森」等を森林づくり活動のフィールドとして国民に提供
- ・ レクリエーションの森の利用促進
- ・ 木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

①～⑥に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ・ 広報誌やホームページの充実による情報発信
- ・ 保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・ 森林現況の着実な把握

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個

別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主な取組目標
<p>森林の公益的機能の発揮</p>	<p>【生物多様性の保全】 「八甲田森林生物遺伝資源保存林」などの保護林において、適切な保護を図る。</p> <p>【森林吸収源対策の推進】 森林吸収源対策を図るため、育成林において、間伐、除伐等の森林整備を積極的に実施する。</p> <p>【治山事業の実施】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、溪間工32箇所、山腹工10箇所、保安林整備65haの治山事業を実施する。 また、平成22年に発生した豪雨災害で被害を受けた流域において、治山施設を設置する。</p>
<p>地域の林業・木材産業への貢献</p>	<p>【青森ヒバの供給】 青森ヒバは貴重な天然林であることを踏まえつつ、ニーズに対応した供給や地域振興への寄与にも配慮した取り組みの推進を図る。 また、ヒバ中小径木主体林分については、径級バランスがとれた林分構造と成長促進を目指し間伐を推進する。</p> <p>【木材の安定供給】 スギを中心とした木材を供給するための伐採、及び効果的かつ効率的な森林整備を行うための路網整備を計画する。</p> <p>【民国連携した森林整備の実施】 外ヶ浜町石浜尻高川地区において、森林整備の目標、路網の設置等に関する事項を定めた森林整備推進協定を締結し、周辺の民有林と一体となった森林整備を推進する。</p> <p>【林業技術の開発、指導及び普及】 増川ヒバ施業実験林において、ヒバ択伐施業の実験を継続しつつ、後世にヒバ美林を承継できるよう適切に管理していくとともに、周辺地域を含めて教育、レクリエーション施設の整備等の一環として地元市町村等にフィールドを積極的に提供する。</p>
<p>国民の森林としての国有林の活用</p>	<p>【国民参加の森林づくり】 国民が自主的に行う森林整備活動を推進する取組の一環として、「ふれあいの森」として設定された「生協ふれあいの森」及び「遊々の森」として設定された「ヨモットの森」や「青森大学雲谷の森」、「自遊・共遊の森」において、引き続き、必要な助言や技術指導等の支援を実施する。 「レクリエーションの森」として設定された「眺望山自然休養林」では、様々な活動や一般来訪者の利用等が円滑になされるよ</p>

う、森林管理署と三陸森の会等の間で協定を締結し、森の案内人活動を実施する。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型ごとの管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮するとともに、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土保全や水源のかん養を目的とする「水土保全林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」、及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、それぞれの目的に応じて次のような管理経営を行うこととする。

① 水土保全林における管理経営の指針とその他水土保全林に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、水土保全林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、水土保全林49,467ha（国土保全タイプ10,716ha、水源かん養タイプ38,750ha）としていたところ、今回の計画では、下表のとおり、水源かん養タイプの森林において土砂流出防備保安林の指定を推進するとともに、資源の循環利用林において水源かん養保安林の指定を推進したため、水土保全林の面積が増加することとなった。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野については、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野については、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹種で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

水土保全林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	11,017	38,705	49,722

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 森林と人との共生林における管理経営の指針とその他森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成等に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、森林と人との共生林10,520ha（自然維持タイプ2,849ha、森林空間利用タイプ7,671ha）としていたところ、今回の計画では、下表のとおり前計画と比較して面積の増減はない。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行うこととする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図ることとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーション利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行うこととする。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にあるものや今後の維持管理等が見通し難しいものについては、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図ることとする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		合 計
		うち、保護林		うち、 レクリエーションの森	
面 積	2, 8 4 9	1, 5 9 4	7, 6 7 1	4, 0 6 1	1 0, 5 2 0

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 資源の循環利用林における管理経営の指針その他資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

資源の循環利用林については、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた木材の効率的な生産等それぞれの利用形態に応じた管理経営を行うものとする。

また、前計画では、資源の循環利用林8, 254haとしていたが、今回の計画では、資源の循環利用林において水源かん養保安林の指定を推進したため、下表のとおり、その面積が減少することとなった。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他生産活動の対象	計
面 積	7, 3 6 2	6 2 5	7, 9 8 7

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

① 内真部地区 (1～46、48、101～118 林班)

当地区は、内真部川、天田内川等中小河川の上流域に位置し、ヒバを主とする天然林及びスギ等の優良人工林が大宗を占めている。全域が各中小河川の集水域で、下流には農耕地が広がっていることから、山地災害防止機能、水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

また、原始的なヒバ天然林を保存し、自然の推移による変化を観察するための眺望山ヒバ植物群落保護林については、自然環境の維持機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

なお、眺望山周辺は、レクリエーションの森(眺望山自然休養林)に選定され、青森市等近隣市町村の憩いの場、自然探索の場等として広く利用されており、保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

② 八甲田地区（ 201～273 林班）

当地区は、八甲田山（大岳）周辺に位置し、一部カラマツ等の造林地を除き、ブナを主とする広葉樹林とアオモリトドマツ林からなっている。大部分が十和田八幡平国立公園の特別地域に指定され、優れた自然景観を有し、八甲田山森林生物遺伝資源保存林の指定による遺伝子資源の保存など自然環境の維持、保健文化機能を発揮させるべき森林が大宗を占めていることから、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

また、青森市上水道の水源地帯である横内川流域等は、渇水緩和や水質保全等水源かん養機能の発揮及びその維持に十分な配慮が必要であるため、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

③ 平内地区（ 301～317、401～435 林班）

当地区は、陸奥湾に面した低海拔の丘陵地帯で、優良なアカマツ人工林及び広葉樹二次林からなっており、木材生産機能を発揮させるため、主として資源の循環利用林に区分して管理経営を行うこととする。

また、地形・地質等から、根井川と浅虫川流域の土砂崩壊防備保安林や水源かん養保安林に指定されている地域、及び盛田川の支流域については、山地災害防止機能、水源かん養機能を発揮させるため、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

④ 滝沢地区（ 318～396 林班）

当地区は、野内川の両岸に位置し、大部分がスギ、カラマツ人工林からなっている。全域が野内川の集水域で、下流には農耕地が広がっていることから、山地災害防止機能、水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

また、登山等で、市民に親しまれている東岳周辺は、保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

⑤ 平館地区（ 501～543 林班）

当地区は、陸奥湾に面した石浜、平館周辺に位置し、スギ人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。地質、地形から宇田地区は土砂崩壊防備保安林に指定されており、尻高川周辺では地すべり防止対策も講じるとともに、山地災害防止機能及び上水道水源域の渇水緩和や水質保全等水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

また、県自然環境保全地域特別地区に指定されている丸屋形岳周辺と平館野外スポーツ地域は保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

⑥ 蟹田川広瀬地区（ 601～608、672～737 林班）

当地区は、蟹田川流域の中師、広瀬地区に位置し、スギを主とする人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。地質、地形及び下流に農耕地が広がっていることから土砂流出防備保安林の指定地が多く、渇水緩和や水質保全等山地災害防止機能及

び水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

⑦ 蟹田川地区（609～620、623～671 林班）

当地区は、蟹田川の最上流部に位置し、スギを主とする人工林及びブナ等広葉樹とヒバの混交する天然林からなっている。砂質型地形及び背後地に農耕地が多いこと等から土砂流出防備保安林の指定地が多く、また、JR津軽線の沿線の土砂崩壊防備、上水道水源域（高石股川）の渇水緩和や水質保全等、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

また、以来沢周辺は、ヒバを主とする天然林、ブナを主とする広葉樹林及びスギ人工林がまとまってあり、森林教室などの自然観察の場として適していること、また、遊歩道等が設置されており、地元住民の保健・休養等に利用されていることから、保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

⑧ 後潟、長科地区（738～786 林班）

当地区は、後潟川、長科川、蓬田川等の流域に位置し、スギを主とする人工林とヒバを主とする天然林からなっている。砂質型地形及び下流に農耕地が多いこと等から土砂流出防備や農業用水確保のための渇水緩和や水質保全等、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

また、ヒバ林を自然の推移に委ねた場合の変化を観察するための後潟ヒバ植物群落保護林については、自然環境の維持機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

⑨ 三厩地区（801～874、884 林班）

当地区は、陸奥湾に注ぐ増川川、算用師川、宇鉄川等の流域に位置し、スギ人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。地区の上部一帯と竜飛崎の集落周辺は土砂流出防備保安林に、河川沿いは砂防指定地に指定されている。また、地区内の一部は上水道水源地としての利用もあり、山地災害防止機能及び水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

また、847林班は「増川ヒバ施業実験林（昭和6年設定）」として、森林構成群を基礎とする天然ヒバ林の施業方法の実験が行われている。木材生産機能を発揮させるため、資源の循環利用林に区分して管理経営を行う。

なお、増川岳周辺及び竜飛崎周辺は津軽国定公園に指定され、桂川岳周辺は県自然環境保全地域に指定されており、保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

⑩ 今別地区（901～973 林班）

当地区は、今別川、長川、中宇田川等の流域に位置し、スギ人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。集落の住宅地や農耕地に近いことから、土砂流出防備や渇水緩和・水質保全等、山地災害防止機能及び水源かん養機能を発揮させるため、主

として水土保全林に区分して管理経営を行う。また、地区内の一部は木材生産機能を発揮させるため、資源の循環利用林に区分して管理経営を行う。

また、今別八幡宮自然観察教育林、眺海の森野外スポーツ地域及び史跡として保存されている城跡の周辺は、保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

⑪ 今別東海岸地区（ 974～1000 林班）

当地区は、襲月、奥平部、綱不知の海岸部に位置し、スギを主とする人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。下流域の国道280号線沿いに集落の住宅地が近接していることから、山地災害防止機能と渇水緩和や水質保全等水源かん養機能を発揮させるために、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業者の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このため、流域管理システムの推進に向けて、引き続き、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により、先導的・積極的に取り組むこととする。

① 流域ニーズの的確な把握

東青流域関係市町村意見交換会をはじめ、流域森林・林業活性化協議会、林業関係機関・団体等との会合等において、スギの銘柄化・域内消費の推進、「増川ヒバ」のブランド化、ヒバの安定供給、森林の保全、路網の整備等をはじめとする森林整備の課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営に活かしていくよう努めることとする。

なお、青森ヒバは、日本三大美林の一つに位置づけられる貴重な天然林であることを踏まえつつ、ニーズに対応した供給や地域振興への寄与にも配慮した取り組みの推進を図る。また、ヒバ中小径木主体林分については、径級バランスがとれた林分構造と成長促進を目指し間伐を推進する。

② 国有林の情報、技術、フィールドの提供

増川ヒバ施業実験林及び高石股水土保全モデル林等による森林施業の展示等を通じて、国有林野における管理経営や技術についての情報を積極的に提供するとともに、効果的な間伐、路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な森林施業等の技術検討や、研修に必要なフィールドを提供して、民・国一体となった林業技術の向上や人材育成等に努めることとする。

また、間伐や低コストで効率的な森林施業等の技術や推進方策について市町村との交流を深める等市町村主導による森林整備を支援していくこととする。

③ 民有林・国有林一体となった取組

地域材の銘柄化や森林吸収源対策のための間伐の推進に向け、共同施業団地の設定等により、木材の安定供給に加え、土木工事等への木材利用、木質バイオマスエネルギーへの利用等を図るとともに、間伐、路網の整備など、民・国が一体となった取組の推進

に努めることとする。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画等との調整を図り、合理的な路網整備に努めることとする。

特に、民有林と隣接する国有林野において、路網及び土場の共有化を図り、コストの削減に取り組むとともに民有林材・国有林材を同時販売するなど、民・国一体となった森林整備を行う。

具体的には、外ヶ浜町石浜尻高川地区において、森林整備の目標、路網等の設置等に関する事項を定めた森林整備推進協定を締結し、周辺の民有林と一体となった森林整備を推進する。

④ 林業事業体の育成

森林整備を行う事業体に対しては、事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な発注に努めるとともに、安定的な雇用の確保にも資することとする。

また、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努め、森林吸収源対策等の森林整備を担う林業事業体の育成を図ることとする。

特に、低コスト作業路作設技術の向上を目指し、作設技術の指導や現地検討会を開催するなど民有林との連携を図りつつ、民有林からの要望により必要に応じて調整を図ることとする。また、効率的な作業システムとなるよう発注ロット等の検討を行うこととする。

また、緑の雇用担い手対策事業における林業事業体からの要望に対しては、国有林野の研修フィールド提供が円滑に行われるよう対応する。

⑤ 下流域との連携

眺望山自然休養林や増川ヒバ施業実験林を活用した森林浴や自然観察等森林とのふれあいの場の提供等を通じて、下流域住民、利水者等に対して森林の働き、森林・林業の役割等の情報を分かりやすく提供し、森林・林業に対する理解の醸成に努めるとともに、流域関係者自らが行う水源林整備等のフィールド及び技術を提供する。

4 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は民間委託により進めており、今後も計画的・安定的な事業の発注に努めることとする。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施・拡大、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努めることとする。

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	4 3 1, 0 0 0	4 0 6, 0 0 0 (6, 2 8 4)	8 3 7, 0 0 0 (6, 2 8 4)

注1) () は、間伐面積 (単位：ha) である。

注2) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
計	7 8 4	4 3 4	1, 2 1 8

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	1, 6 7 7	2 1 8	1, 8 9 5

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	1 5	3 4, 1 0 0	1	1 0

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

5 その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施することとする。

また、林道工事や治山工事での間伐材の利用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努めることとする。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、原始的な天然林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林について厳格な保全・管理を行う保護林において、引き続き、適切な保全・管理を行うこととする。

また、それ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に寄与することとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進することとする。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全巡視

森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理の実施に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めることとする。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努めることとする。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努めることとする。

特に、都市近郊に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずるおそれがあることから、随時、経常業務の遂行と並行して保全巡視に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努める。なお、民有林において松くい虫の発生が確認されており、発生、まん延を抑止する観点から定期的に巡視を行い、関係機関と情報を共有するとともに、必要に応じ専門家に調査を依頼し、対策が必要と判断した場合はその対策について速やかに検討を行う。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

当計画区は貴重な自然環境としての天然林等が多数存在するため、適切に保護を図っていくこととする。また、要請に応じ、大学や試験研究機関の学術研究フィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努める。なお、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努めるものとする。

なお、八甲田森林生物遺伝資源保存林は、野生動植物の移動経路の確保、生息・生育地の拡大と相互の交流を促すため設定した「奥羽山脈緑の回廊」により、他流域の各種保護林と連結されているため、緑の回廊の機能発揮に資するよう、適切な保護に努めることとする。

種 類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	—	—
森林生物遺伝資源保存林	1	1, 3 9 5
林木遺伝資源保存林	—	—
植物群落保護林	2	1 9 9
特定動物生息地保護林	—	—
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	—	—
総 数	3	1, 5 9 4

4 その他必要な事項

(1) 水辺の整備

水質の保全や野生動植物の生息・生育環境の整備に資する観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

(2) 希少な野生動植物の保護

イヌワシ、クマタカ等の希少な野生生物については、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努めることとする。

(3) 野生動物との共生及び被害対策

カモシカ、サルなどとの共生及び被害対策については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

(4) その他

「森林と人との共生林」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めることとする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本計画区においては、スギ等人工林の資源状況を踏まえ、主伐・間伐を通じて生産されるスギ等の素材及び立木の安定的・持続的な供給に努める。

また、天然青森ヒバ等民有林からの供給が期待しにくい林産物について、資源状況を把握し、将来に渡る持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

さらに、需要や販路の拡大を図る観点から、製材品需要者も視野に入れた協定に基づく長期的・安定的な販売の推進に努め、木材の生産・流通・加工の担い手の育成整備に資することとする。

2 その他必要な事項

公共関連工事や公共建築物での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等施設を新築する場合は、原則として全て木造化・木質化を図るなど、木材の利用促進に取り組むこととする。

また、地方公共団体等の関係機関と間伐材や地域材等の木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の推進に寄与することとする。

特に、パルプ・チップや木質バイオマス利用等に関して、関係機関と情報交換を行い、幅広い分野での木材利用の拡大に努める。

Ⅳ 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努めるものとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ取り組む。

また、県及び市町村との連携を密にし、公用・公共用等のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供と需要探索に努める。

3 その他必要な事項

特になし。

Ⅴ 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定する「ふれあいの森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、これらの森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努めることとする。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努めることとする。

ふれあいの森

名称（市町村）	位置（林小班）	面積（ha）
生協ふれあいの森 （青森市）	青森森林管理署 内真部山国有林 （4よ2内）	1.00

2 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進することとする。

特に、企業や団体などに対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森」）を積極的に推進することとする。

3 その他必要な事項

（1）森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局・森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進することとする。

なお、国有林野を活用し体験活動を実施する「遊々の森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、フィールド及び情報を提供することとする。

その際、森林管理署に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」の機能充実に努め、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組を推進することとする。

遊々の森

名 称 (市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
ヨモットの森 (蓬田村)	青森森林管理署 蓬田山国有林 (738ぬ、741り)	0.79
青森大学雲谷の森 (青森市)	青森森林管理署 前嶽国有林 (235ほ、そ)	2.84
自遊・共遊の森 (青森市)	青森森林管理署 水ヶ沢山国有林 (428わ2、ほ)	1.52

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努めるものとする。

具体的には、眺望山自然休養林内において、森林管理署と三陸森の会等の間で協定を締結し、様々な活動や一般来訪者の利用等が円滑になされるよう、森の案内人活動を実施することとする。

(3) 地域住民や関係機関と連携した取組

青森県、市町村、青森県林業労働力確保支援センター、林業関係団体等と連携し、低コスト作業路及び列状間伐の推進等、民有林と一体となった取組に努めるものとする。

また、地域における課題を取り上げる地域発案システムにおいて、管内で関心が高まっている事項を取り上げ、地域住民や関係機関が参加して意見交換をする場を設け、課題の解決策を検討する。

(4) 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署が地域の特性を踏まえた自主的な取組を提案し、地域住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等と連携しつつ推進することとする。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行うこととする。

(5) 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に

対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。

特に、管内在住の国有林モニターにおいては、眺望山自然休養林等における署主催のイベントへの参加により国有林野事業の紹介や意見交換等、理解を得る活動を展開することとしている。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を試験研究機関等に対し、調査用フィールドとして提供するとともに、計画区内に設置されている試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、ヒバ天然林については、既存の試験地の活用、新規試験地の設定により、

① ヒバ中小径木を主体とする林分の間伐

② 設定目的を果たした保護樹帯の取扱い

についての技術的な検証を行う。

なお、増川ヒバ施業実験林については、昭和6年に開始したヒバ択伐施業の実験を継続しつつ、後世にヒバ美林を承継できるよう適切に管理していくとともに、周辺地域を含めて教育、レクリエーション施設の整備等の一環として地元市町村等にフィールドを積極的に提供しつつ、当該地域全体として、森林・林業の普及・啓発に資するよう努める。

また、低コスト作業システムに関する研修会等を実施することとする。

2 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

具体的には、当流域は林業・木材産業が盛んな地域であり、安定的な森林整備の実施と木材の供給を通じて、地域産業の振興を図る。

また、市町村など地域の要請にきめ細かく対応することとし、地域振興等に資する国有林野の貸付や売払いに努めることとする。

3 その他必要な事項

特になし。